

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、医療情報取得加算体制について、以下の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 当院医師は受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

医療情報取得加算の算定(令和6年6月から)

国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。

- 初診の場合
マイナ保険証を利用しない場合 3点
マイナ保険証を利用する場合 1点
- 再診の場合
マイナ保険証を利用しない場合 2点
マイナ保険証を利用する場合 1点

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

医療法人あい友会 あい庄内クリニック

